

令和8年度和歌山県「地域支援事業に係る市町村伴走支援」業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度和歌山県「地域支援事業に係る市町村伴走支援」

2 業務の目的・背景

和歌山県では、「わかやま長寿プラン」において「高齢者が安心して、いきいきと暮らすことができる和歌山」を基本理念に掲げ、高齢者の自立と尊厳が確保され、適切な支援のもとで安全・安心に暮らすことのできる社会、高齢者が健康で元気に、自分らしくいきいきと生活を送ることのできる社会、地域の担い手や社会の一員として生きがいを持って高齢者が活躍できる社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいる。

とりわけ、地域支援事業※に関しては、「わかやまシニアエクササイズ」等の高齢者運動推進介護予防プログラムの提供、自立支援型地域ケア個別会議の立ち上げ支援など、市町村に対して一律の支援策を進めてきた。

しかし、地域支援事業への取り組みが一定程度充実してきた現在、地域ごとに状況が異なる中でより効果的に地域包括ケアシステムの深化を図るためには、市町村への個別的な支援が必要な段階に至っている。

そこで本業務では、ロールモデルとして選抜した市町村が取り組む地域支援事業を、事業間の連動を確保しながら地域の実情に最適化した形にリデザインしつつ、本業務終了後も市町村が自走できる体制を構築し、その事例を発信することによって和歌山県の地域包括ケアシステムの深化を加速することを目的とし、そのために必要となる伴走支援や情報発信等を行うものである。

※地域支援事業とは

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する事業

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務スケジュール（想定）

令和8年5月中旬	契約
6月上旬	県内市町村に対する支援プログラム説明会
6月下旬	支援プログラムの募集締め切り
6月下旬	支援対象市町村の決定

7月上旬～ 支援プログラム実施期間
令和9年3月上旬 成果発表会

5 業務の内容

(1) 支援対象市町村の募集・選抜

申請様式を作成し、支援プログラムへの参加を希望する市町村の募集を行うこと。また、募集締め切り前に1度はプログラムの説明会を実施し、応募のあった市町村の中から県と協議の上、2者を選抜すること。

なお、選抜する市町村は県内市町村へのアンケート調査などにより、支援の必要性や他市町村への波及効果の多寡等を総合的に判断して選抜することとする。

(2) プログラムの実施

上記(1)により選抜した市町村(以下「支援対象市町村」という。)が地域支援事業に対して抱える課題に応じ、8か月程度の間伴走支援を実施すること。本県が想定するプログラム内容は以下のとおりであるが、本県の想定に関わらず、より効果的と考えるプログラムを提案するものとする。

なお、プログラムでは、支援対象市町村が関係者との規範的統合を経て目指したいビジョンを見据えた中期(3年～5年程度)のロードマップを策定し、プログラム終了後も自走できる体制づくりを行うために、受託者が指導・助言を行うものとする。

①現状把握・課題設定	・事前アンケートやヒアリング等により、将来的に目指したい姿、解決したい課題、実現したい事等の把握
②スケジュール設定	・プログラム期間におけるスケジュールの策定
③指導・助言	・ロードマップの策定に向けての指導・助言 ・必要に応じ講習、ワークショップ等の実施 ・ロードマップの一部を試行
④進捗管理・報告	・支援対象市町村と随時打合せを行い、進捗を確認 ・県担当者と随時打合せを行い、進捗を報告

(3) 成果発表会の開催

本プログラム終了の際には支援対象市町村の成果発表会を開催し、プログラムの成果を共有・発信することで、支援対象市町村以外の県内市町村における地域包括ケアシステムの深化を促すこと。

(4) アンケートの実施

本プログラム参加者に対しアンケートを実施し、業務の効果を把握すること。

(5) 成果報告書の納品

本業務終了時には、上記(1)から(4)までの実施結果について報告するとともに、本業務によって得られた知見や県内市町村の地域包括ケアシステムの深化を加速するに当たっての見解や提言などをまとめた報告書を作成して納品すること(ワードファイル、エクセルファイル、写真・映像データ等)。

また、業務委託費支出明細を添付し、提出すること。その際、具体的な経費の内訳が分かるように積算を作成し、積算の根拠となる証憑書類を整備すること。ただし、社内規定等で、受託する個別事業に係る一般管理費の割合について直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合は、当該割合による一般管理経費の計上は可能とする。

(6) 上記(1)～(5)の実施に係る一連の事務局業務

事業の実施に当たっては、適宜、本県と協議を行いながら進めるものとし、事業実施に係る費用については、受託者が負担するものとする。

なお、支援対象市町村の募集や説明会、成果発表会の開催に当たっての県内市町村への周知については、本県と協力して行う。

(7) その他

ア 受託者は過去に同様の事業を実施した実績を保有しており、プログラム参加者の業務効果を最大化すべく、そのノウハウの活用に努める。

イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

6 その他留意事項

(1) 本仕様書にないものは本県及び受託者の協議により定める。

(2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本県と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(3) 受託者は、打ち合わせ結果等、本事業に必要と判断する内容について、適宜本県に共有を図ること。

(4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本県に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。